

告示

埼玉県告示第三百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和八年五月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	富士見こだまクリニック
所在地	ふじみ野市苗間一―九―三 ルシーダⅠ一〇二号室
休止年月日	令和八年四月一日